

社会福祉法人 翔洋会
特別養護老人ホーム 富山荘

身体拘束に関する指針

1、目的

富山荘は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第12条第4項の「サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない」ことを受け、利用者の人権を尊重すると共に、日常生活のケアの充実を図り、「拘束をしない介護」を目的とします。

2、拘束の種類と範囲

富山荘は、下記の「拘束」に該当する行為を原則行わないこととします。

- (1) 安全ベルト、Y字型拘束帯を使用し、車椅子に固定すること
- (2) 紐、転落防止帯等を使用し、四肢及び体幹をベッドに固定すること
- (3) ベッド柵を4本使用し、ベッドから降りられないようにすること
- (4) 介護服を使用し、着脱の自由を制限すること
- (5) 日常生活を営む上で必要な居室等の入り口を塞ぎ、自由に出入りが出来ないようにすること
- (6) 行動を落ち着かせる為、過剰に薬物を服用させること
- (7) その他、介護保険指定基準に規程する身体拘束禁止の対象となる行為すべて
(別紙1参考)

3、身体拘束廃止に関する基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

富山荘では、原則として入所者、ご利用者様に対する身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) 日常の介護における留意事項

富山荘では、入所者、ご利用者様一人一人の人権が尊重され、快適な日常生活が行えるように環境整備に努め、個々の身体状況を把握しながら、事故を未然に防いでいける職員間の連携体制を築き、入所者、ご利用者様の意向に沿ったサービスが提供できるように他職種との連携をとりながら介護を進めていきます。

（３） やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体の保護を目的として緊急やむを得ない状況が発生した場合には、一時的に身体拘束を行います。ただし、実際に行う場合は身体拘束委員会を開催し、会議の中で十分に考慮して切迫性、非代替性、一時性の３つの要素をすべて満たしていると判断され、主治医の医学的判断で必要とされた場合に行います。

（切迫性・非代替性・一時性とは）

切迫性 →本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。

非代替性 →身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護、介護方法がない。

一時性 →身体拘束その他の行動制限が一時的である。

４、やむを得ず身体拘束を行う場合の対応及び手順

（１） 手順について

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、別紙の特別養護老人ホーム富山荘 身体拘束等行動制限についての取扱要領の６に明記されている手順で行います。

（２） 本人、及びご家族に対しての説明

身体拘束を行う場合、本人及びそのご家族に対しては、別紙特別養護老人ホーム富山荘 身体拘束等行動制限についての取扱要領に基づき、身体拘束をせざるを得ない理由、目的を説明し、行う時間帯、期間、場所、改善に向けての取り組み方法を詳細に伝え、理解を得て、別紙同意書に署名、捺印を頂いた後に行います。

（３） 記録等について

身体拘束を行っている期間においては、入所者及びご利用者様の心身の状況を細かく観察しながら、日々の状態、及び拘束を行っている時の様子等を記録に残していきます。この記録については２年間は保管しておきます。

（４） 身体拘束の必要性が消失した場合

日々の様子観察と記録を照合しながら、拘束の必要性が消失した場合は速やかに拘束を解除し、本人及びそのご家族に報告を行います。

5、身体拘束廃止委員会について

(1) 委員会設置の目的

富山荘では身体拘束廃止委員会を設置し、身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善、身体拘束を実施せざるを得ない場合の手続き、拘束実施後の解除の方法等を検討すると共に身体拘束廃止に全職員が前向きに望んでいくことを目的とします。

(2) 委員会の責任者及び構成メンバー

委員会の責任者として、施設長を置き、構成メンバーは医師、介護支援専門員、看護師、担当の階の介護主任、生活相談員等とする。

※身体拘束廃止委員会構成メンバーについては、別紙2のとおりとする

(3) 委員会の開催時期

委員会は原則、毎月1回行います。ただし、必要に応じては緊急に開催します。

附則

1、今回の指針に関しては平成19年4月1日に施行していた「特別養護老人ホーム 富山荘 身体拘束等行動制限についての取扱要領」をより明確化する目的で作成。

2、この指針に関しては令和2年4月1日から施行する。

令和4年10月1日一部改正。

令和6年4月1日一部改正。